

# リンクスの 事業再生現場 レポート 第67回

## 【税金滞納】

消費税が5%から8%に上がり1年が経過しました。決算を迎えると、3%の増税を金額として目の当たりにすると、より増税感が増してきます。企業の約2割が3月決算と言われていますが、その申告期限の5月末には消費税の分納相談で税務署に順番待ちが発生したとも聞いています。可能ならば銀行借入してでも納税したいところでしょうが、多くの銀行は消費税支払資金を融資の対象としていません（気になって調べたところ、ほんの一部の金融機関で消費税ローンを扱っていました）。

消費税は預り金だから、そもそも融資を必要としないものであり、消費税支払資金が不足するということは、預り金を流用しているということになるそうです。至極ごもっともであり、反論の余地はありません。

1989年の消費税導入時には税率3%であり、融資対象外という原則があっても、金額的に問題も起きなかったのではないかでしょうか。それが8%になり、2年後には10%にまでなります。資金繰りへの影響は大きくなっています。銀行側も、もう少し柔軟な設計に見直してもらえると多くの方々が助かるはずです。

税金は一度遅れると正常化させるのに一苦労です。毎年発生し、遅れたものには延滞税もかかります。滞納額が大きくなると差押さえも心配であり、万一、売掛金が差押さえられると取引先からの信用を失い、事業継続も危惧されます。また、税金の完納証明が取れないと銀行融資も



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F  
TEL: 028-634-5088  
Mail: info@rincs.biz  
URL: http://www.rincs.biz/

極めて困難になることでしょう。税金を滞納すると銀行調達が閉ざされるのですから、資金繰りに困った時の返済の順番は、銀行返済よりも税金なのです。

支払いの順番を間違ったことで取り返しのつかないことになった会社がありました。その会社は民事再生が認可された都内の中小企業です。民事再生後、景気回復もあり業績は概ね順調に推移していたのですが、次回の債務返済の資金繰りが立たないので、善後策を検討して欲しいというオファーでした。通常であれば申立弁護士に相談すべきですが、既に信頼関係が失われていたようです。

民事再生により、債務は大幅にカットされているはずであり、改善した業績で支払いは滞りなくできるはずです。納得が行かず再生計画を見せていただくと、からくりが理解できました。残った債務とは、租税債務でした。民事再生の認可を得たものの、返済能力以上の債務が残っていました。

民事再生申立の5年前、大型の機械を銀行借入により設備したものの、売上は減少を続け、それでも借入金の返済を最優先してきたそうです。5年間で借入金を3千万返済し、税金滞納が2千万に膨らみました。民事再生により銀行借入の一部がカットされましたが、租税債務はカットされません。民事再生したことを見た社長は後悔していましたが、そもそも原因は、債務の支払いの順番を間違ったことにあります。その場しのぎの資金繰りが招いた結果でした。



### 〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。